

「表紙共 16枚」

令和4年9月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和4年10月11日（火曜日） 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治
3 番 横田秀喜	12 番 川津清則
4 番 江藤義幸	15 番 美野英俊
5 番 左原三枝子	16 番 伊藤明美
6 番 綾垣和子	17 番 原田文利
7 番 森 克男	19 番 高瀬義徳
8 番 飯田 隆	
10 番 川津美利	

4 出席事務局職員

局長 武内義則 係総括 田中さおり 主査 小野芳也 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希

9 月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 別段面積（1 a 等）の適用指定申請の件

第7号 日田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について

第8号 10月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地所有適格法人要件該当確認の件

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

第3号 農地法施行規則第53号第1項第11号該当による届出の件

第4号 農地法施行規則第53号第1項第14号該当による届出の件

7 その他

(1) 10月現地調査

日 時 10月25日(火) 午前9時～

※ 調査委員

(2) 10月調査委員会

日 時 10月28日(金) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(3) 10月定例総会

日 時 11月 7日(月) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(4) 行事日程

10月19日(水) 常設審議委員会(大分市)(会長)

10月19日(水) 役員会

(6) その他 ・「9月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「9月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>皆さんこんにちは。それでは、ただいまより定例総会を開会いたします。本日は、2番松原忠雄委員、9番湯浅正徳委員、13番財津満寿光委員、14番中島浩司委員、18番財津政美委員から欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。総会の成立でございますが、委員総数19名中出席委員14名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。また、会議に入ります前にお断りをさせていただきますけども、議事進行上、発言される場合は、挙手をして議長が指名した後に、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話を持ちの方は電源を切るかマナーモードになっているか確認をお願いしたいと思います。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。暑かったり寒かったりする日がありますが、体には十分気を付けて頂きたいと思います。また、水稻については、ひとめぼれ、つや姫等の早稲は、ほとんど終わっているかと思います。これから、ヒノヒカリの刈り取りがありますので、作業には十分注意してもらいたいと思います。9月22日に意見書を原田市長に提出いたしました。市長の考えをよくお聞きしました。その中で、日田市農業の将来的なことを、原田市長が申されておりました。これからも農業委員会は日田市に対して農業がよくなるよう進めていきたいと思います。また、今日の定例総会後に地域計画と農業振興地域制度の見直しに関する説明を農業振興課をお願いをしております。総会の後でございます。よろしく申し上げます。それでは着座いたしまして、議事進行してまいります。</p> <p>議事録署名委員の指名でございます。議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、議事録署名委員は、7番森克男委員、16番伊藤明美委員のお二方をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>議案訂正がありましたら、事務局お願いします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局からです。議案訂正はございません。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>調査委員 (江藤義幸)</p>	<p>では、早速議案の審議に入りたいと思います。今回の調査委員は、2番松原忠雄委員、4番江藤義幸委員、15番美野英俊委員の3名でございます。調査委員長は、4番江藤義幸委員でございます。</p>
<p>調査委員 (江藤義幸)</p>	<p>それでは、江藤委員、一言お願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>皆さん、こんにちは。今月の調査委員の江藤です。当日27日は大雨警報が出ている中でありましたが、出発してからは小降りとなりました。7件でしたので2時くらいに終わりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、さっそく議案の審議をしたいと思います。第1号議案農地法第3条の規定により許可申請の件、4件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それでは、私から農地法3条の申請分について説明いたします。今月は4件申請が出ております。</p> <p>はじめに、今回申請分の45番と46番について説明いたします。議案書の1ページにございます、番号45番と46番につきましては、譲受人が同一の〇さんとなっております。これは、45番の譲渡人の〇さんと46番の譲渡人の〇さんが親子であり、同じ農業経営世帯から農地を譲り渡すものですが、農地の所有者が母親の〇さんと娘の〇さんに分かれていましたので、申請が2つ出ています。そのため、45番と46番の案件に分かれていますが、実際は同じ農業経営世帯が持つ農地を譲受人である〇さん譲り渡すものです。今、画面上表示しております字図は、譲り渡す農地の位置を示しております。黄色で示しておりますのが45番、赤で示しておりますのが46番の農地となります。農地は全部で6筆ございますが、このように隣接している箇所が、3つございます。現況といたしましては、隣り合っている農地は1枚となっております。それでは、45番と46番を個別で説明いたします。</p> <p>まずは、番号45番です。対象農地は大字内河野〇と〇、地目は、台帳、現況ともに田となっております。面積は2筆合わせて1,397㎡です。譲渡人は〇さん、高齢で管理ができなくなったため、譲り渡したいということで、譲受人の〇さんが譲り受けて規模を拡大するものです。こちらの赤い丸で示している2か所が対象の農地となっております。航空写真はこのようになっております。こちらが字図です。〇の字図がこちらです。黄色で示しておりますのが、46番の農地となります。続いて、こちらが〇の農地となります。こちらも黄色で46番の農地を示しております。続いて、現況です。〇の現況がこちらです。隣の黄色の部分が46番の農地になります。続きまして、こちらが〇の現況になります。こちらも左側にごございます黄色で示した部分が46番の農地となっております。</p> <p>続きまして番号46番にまいります。対象農地は大字内河野〇外3筆になります。地目は全筆、台帳、現況ともに田となっております。譲渡人は〇さん、仕事で管理ができなくなったため、譲り渡したいということで、譲受人の〇さんが譲り受けて規模を拡大するものです。こちら赤で示しているところが対象の農地となります。航空写真はこのようになっております。こちらが字図です。〇と〇の字図になります。こちらが〇の字図になります。赤で示している部分が対象の農地です。下にごございます黄色で示しているところが、先ほどの45番の農地となっております。続きまして、こちらが〇の農地となります。こちら右側にごございます黄色の部分が先ほどお</p>
-----------------------	---

話ししました45番の農地となっております。続いて現況の写真に移ります。○と○の現況写真となっております。続いて、こちらが○の現況の写真となります。こちら右側の黄色の部分も45番の農地となっております。こちらが○の現況写真となります。こちら黄色で示しているこちらの部分が45番の農地となっております。

続きまして、議案書の2ページ目にまいります。番号は47番です。対象農地は大字日高○と大字竹田○です。地目は、台帳、現況ともに田となっております。面積は2筆合わせて1,491㎡です。譲渡人は○さん、農地の管理ができなくなったため譲り渡したいとのことで、譲受人の○さんが譲り受けて規模を拡大したいとのことです。こちら赤い丸で示したところが対象の農地となります。近くには、市営刃連町住宅があります。航空写真はこのようになっております。続いて、こちらが字図となっております。こちらが大字日高○の現況写真となります。続いて、こちらが大字竹田○の現況の写真となります。

続きまして、番号48番にまいります。対象農地は天瀬町塚田○外3筆です。地目は、○が台帳、現況ともに田となっております。残りの3筆が、台帳が田、現況は畑となっております。譲渡人は○さん、高齢で農作業をするのが困難となったため譲り渡したいとのことで、譲受人の○さんが譲り受けて就農したいとのことです。こちら赤い丸で示しております箇所が対象の農地となります。近くには○や五馬中学校がございます。この農地は空き家バンクに付随した農地となっております。こちら農地が4か所ございますが、道路を挟んだ北側、こちらの建物が空き家バンクの対象の物件となっております。航空写真はこのようになっております。こちらが字図となっております。こちらが○の現況写真となっております。続いて、こちらが○の現況写真です。こちらが○の現況写真となります。こちらが現況の写真です。今回申請のありました譲受人の○さんは新規就農者となります。譲り受けた後は、現況のまま、農地を管理していくようになっております。農作業につきましては、基本はお一人で行いますが、農繁期である田植えや稲刈りなどは、○さんの知人3名が手伝いにくるようになっております。また、手伝いにくる知人は農業経験者でありまして、田植え機などの農業機械を所有しております。そのことから、農業機械は借りて作業するようにしております。3条の申請は、以上4件となります。

ここで現地調査にご同行いただきました江藤委員にご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

<p>調査委員 (江藤義幸)</p>	<p>はい。私たちが見たかぎり、特に問題はないということで、許可相当だと考えております。以上です。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>ありがとうございました。次に、チェックシートの説明に参ります。チェックシートの資料のNo. 1をご覧ください。今月のチェックシートが1ページでございます。全ての項目に該当しないことが許可の条件となっておりますが、全ての項目に該当しておりません。つまり、許可を出す分に問題ないということを確認しております。事務局からは、以上となります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 事務局の報告、調査委員長長の報告にあるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思えます。何かございませんか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>なかったら、この件につきましては別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。事務局は、説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは、議案3ページ、議案第2号農地法第4条についてです。今月は1件申請がありました。番号19、大字夜明〇と〇で、地目は、台帳が畑、現況は宅地と墓地、面積が合計で128㎡の第3種農地です。申請人は日田市夜明中町の〇さんです。〇は倉庫、〇はお墓を既に建てているものの許可を得ていなかったため申請するものです。追認案件ですので始末書を徴取いたします。また、申請理由の欄に書いてあります、墓地等経営許可见込みありというところについてですが、お墓を建てる許可が必要でございます。これについて見込みありとなっております。何が足りないかという、農地転用の許可が足りないということで、農地転用の許可がいただければ、お墓の許可も出るというところまで、手続きが進んでいるところでございます。場所のご説明です。先月農地法5条で、親子で土地を貸し借りして子どもさんが家を建てるという案件が夜明であったと思いますが、その隣の土地となります。近くには夜明駅がございまして、赤く丸をしているところです。航空写真でみると、赤く囲んでいる2筆になります。先月はこの真ん中の部分に家を建てたいという案件でございました。字図で見るとこのようになっております。〇ですね、手前がコンクリートになっている部分と奥の建物の部分ほとんどすべてが入っております。こちらが〇のお墓の部分でございます。</p> <p>それでは現地調査にご同行いただいた江藤委員からご意見をいただこうと思います。</p>
<p>調査委員 (江藤義幸)</p>	<p>エアコンのついている倉庫もあるということで、協議はしましたが、追認案件ということで許可相当と考えております。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、チェックシートについてです。資料No.1の2ページと3ページが農地法第4条になっております。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査、現地調査により該当しないことを確認できております。私からは、以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の説明、調査委員長の説明にあるように、追認ということでございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。ございませんか。</p>

	<p>はい。なければ、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして、4ページ、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>はい。議案4ページ、議案第3号、農地法第5条についてです。今月は4件申請がありました。</p> <p>番号40、上津江町川原○で、地目は、台帳、現況ともに田、面積が1,147㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市上津江町の○さんで、譲受人は日田市上津江町の○さんです。申請地を譲り受け資材置き場や原木置き場として利用したいとのことでの申請です。場所のご説明です。○さんや上津江振興局がございまして、その少し手前の赤く丸をしている県道沿いの農地でございます。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図で、現況がこのようになっております。この車が止まっている方向に向かって、道は上り坂になっております。全面を道と同じ高さに上げるわけではなく、今写真を撮っているこのあたり手前のほうに高さを合わせて、造成をして、こちらの画面の右上のほうに川がありましてそこに法面をつけてするというで図面をいただいております。</p> <p>続いて、番号41、天瀬町桜竹○で、地目は、台帳、現況ともに田で、面積が672㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市天瀬町の○さんで、譲受人は長崎県の○さんです。申請地を譲り受け、駐車場として利用したいとのことでの申請です。場所のご説明です。旧桜竹小学校がございまして、その近く赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。赤いのが今回の申請地です。この黄色で囲んでいるところですが、令和</p>
--	--

3年12月に古民家を改修しテレワークなどができる宿泊施設、今テレビなどのコマーシャルなどもございますが、施設名が○というところがございます。その駐車場として使っていきたいということです。672㎡の駐車場という少し広いかなと感じられる方もいらっしゃると思いますが、土地がこのように細長い形になっておりますので、1台ずつしか並べていけないというようなところがございます。利用計画図を見ますと、そうなっておりますことから、面積としては問題ないかなと考えております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。

ページ変わりました、42番と43番については譲渡人、今の土地の所有者が別の方であるため申請が分かれておりますが、合計3筆を使いまして、同じ譲受人の方が宅地分譲用地9区画として利用したいということでの申請です。

番号42、大字庄手○で、地目は、台帳、現況ともに田で、面積が1,137㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市中釣町の○さんで、譲受人は日田市田島本町の○さんです。申請地を譲り受け43番の農地と合わせて宅地分譲用地9区画とするために申請するものです。場所のご説明などは次のご説明と合わせて後にさせていただこうと思います。

続いて43番です。大字庄手○と○で、地目は、台帳、現況ともに全て田で、面積が合計で1,469㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市中釣町の○さんで、譲受人は日田市田島本町の○さんです。先ほどの42番の農地と合わせて宅地分譲用地9区画とするために申請するものです。場所のご説明です。中釣町公民館がございまして、すぐ隣の農地でございます。こちら航空写真です。赤く囲んでいるのが42番の案件の農地です。こちらが字図です。次の赤で囲んでいる2か所、こちらが43番の農地でございます。このように並んでいるL字型のような配置になった農地でございます。こちらが字図です。こちらが現地写真です。手前に○、奥に○と○があります。少し画面右側に進んでいきますと、こういうふうに見えます。線があって見えにくいとは思いますが、画面が暗いので色味を編集したものがこちらです。この作っていない田んぼの部分、これが全部分譲地になるという計画でございます。

それでは現地調査にご同行いただいた江藤委員からご意見をいただこうと思います。

<p>調査委員 (江藤義幸)</p>	<p>私たちが見た限りでは、特に問題はないと考えております。以上です。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。資料No. 1の4ページと5ページが、農地法5条についてです。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査、現地調査によりすべての項目に該当しないことを確認できております。私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の議案説明及び調査委員長長の報告にあるように、問題はないということでございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。</p>
<p>8番 (飯田隆)</p>	<p>はい。飯田委員どうぞ</p>
<p>8番 (飯田隆)</p>	<p>8番飯田です。41番の天瀬の案件です。今黄色で示しているところが古民家を改修して出来た施設ですよ。その黄色と赤で示している場所の間に小さい川があって、その横も〇が買っていますね。そこは少し土砂を埋めているような状態になってはいますが、そこはどうする予定でしたか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>この写真に写っている重機の入っている、この部分がおしゃっているところになると思いますので、上からの写真の方が見やすいと思いますので、前の写真に戻しますが、去年12月の時はお風呂と植林用地ということで許可を出しております。そこがまだ出来上がっていないのに、駐車場に欲しいということを書いてきたのが今回です。ここが終わっていないならここで駐車場でもいいのではないかとすることは、行政書士さんを通じて伺っております。ここは計画としては景観などを考えて植林などをしていきたい、ただ資材が値上がりしていること</p>

<p>8 番 (飯田隆)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>調査委員 (江藤義幸)</p> <p>議長 (石井照久)</p>	<p>もあってちょっとまだ着工が出来ていないのです、という説明を受けているところです。今後のスケジュールとして、まだ何月中には伺えてはないのですが、春ごろまでには全部終わらせる予定と伺っております。</p> <p>はい。わかりました。今回の申請が駐車場ということで、さっき言ったように以前の許可のところがまだ手つかずの状態でありますので、そこを駐車場にするなら今回の申請のところがいらぬのではないかなと思ったところです。以上です。</p> <p>他に何かございませんか。</p> <p>はい。なければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>調査委員長、終了でございますが、一言お願いします。</p> <p>短い時間でありましたが、慎重審議ありがとうございました。</p> <p>お疲れ様でございました。</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>続きます、議案書6ページ、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、再設定2件、解除条件付き1件、中間管理事業（一括方式）新規1件、解約7件でございます。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また、本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業を常時従事する者として作成されたものでございます。それぞれの委員のエリアにおいてご確認をお願いします。問題があれば、挙手をしてご発言いただきたいと思います。</p> <p>よろしいですか。それでは、計画の要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の確保及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がほかになかったらご承認いただきましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。承認したいと思います。</p> <p>続きます、13ページですね、議案第5号現況証明書非農地証明書の発行について、7件でございます。事務局、説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案書13ページ、議案第5号現況証明書の発行についてです。今月は7件申請があがっております。</p> <p>まず43番、花月の○で、登記地目は畑、現況は山林、面積が34㎡です。申請人は長崎県の○さんで、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが、国道212号線を日田市内から山国方面</p>
---	--

に行きまして、市ノ瀬町あたりの国道から少し南に入った集落沿いにあります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

続いて44番と次のページの45番ですが、同じ場所にありますのであわせて説明します。44番が小野の○、45番が小野の○で、登記地目はいずれも田、現況はいずれも原野で、面積は○が1,920 m²、○が1,179 m²です。申請人は44番が鈴連町の○さん、45番は桃山町の○さんです。申請理由はいずれも現況に合わせて地目を整理するためで、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが、県道宝珠山日田線を小野小学校より少し奥に行きまして東の山のほうに入っていったところになります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。この中で×がついている部分がありますが、このようになっております。現地へ行くにはここの沢を超えていく必要があるのですが、足場もなく高さは2m以上ありまして、ここを超えるのは非常に困難です。かつてはここに橋があったようですが、水害で流されたようです。私は身一つでどうにか渡ることができましたが、到底農機具を持ってはいけなような状況になっております。たどり着いた先の現在の状況はこのようになっております。

次に、46番、前津江町大野○です。登記地目は田、現況は宅地、面積は631 m²です。申請人は前津江町にお住いの○さんで、申請理由は現況に合わせて地目を整理するためで、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所ですが、県道日田鹿本線を大山から前津江方面に行きまして、前津江振興局の少し手前の集落にあります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。現在の状況は、このように住宅と倉庫が建っております。これが東側から見た様子、こちらは南側から撮影したものです。こちらの建物は、両方とも平成9年の12月に建っておりまして、非農地化して20年の発行基準を満たすこととなります。

続いて15ページにいきまして47番、大山町東大山の○番他6筆で、登記地目は○から○までが畑、○から○までが田になります。現況は○と○、そして○と○が山林、○が原野、○と○を雑種地としております。面積は合計5,804.82 m²です。申請者は新治町の○さんで、申請理由は現況に合わせて地目を整理するためで、1筆○のみ発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するもので、残り6筆は発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理

的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが、広域農道から旧都築小に入る信号のある交差点がこちらです。ここから集落にかけて点在しています。こちらが航空写真です。こちらが○の字図と現在の状況、こちらが○の字図と現在の状況です。ここの筆のみ檜を植林されていて20年が経過されていると判断されるもので、発行基準5としています。続いて○と○の字図と現在の状況です。最後に○から○の字図と現在の状況です。元々は1筆の土地だったものが広域農道を作った時の残地となったものと思われま。西側に2つ小さい土地が飛んでおります。草刈りをしている部分もありますが、面積が4㎡と1.82㎡という極めて狭小な土地ということもあり、農地としての利用は困難であると判断しています。

続いて48番、小野の○で、登記地目は畑、現況は山林、面積は1,147㎡で、申請人は日ノ出町の黒田静子さんです。申請理由は農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2、農地転用許可申請書に記載した目的通りに転用され、非農地化した土地に該当するものです。場所は、先ほどの44番と45番の案件がありましたが、少し北側の集落の中に位置しています。こちらが航空写真で、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

最後に16ページに行きまして49番、高瀬の○と○の2筆で、登記地目は○が田、○は畑で、現況はいずれも山林で面積は合計859㎡です。申請人は上野町の○さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所は、国道210号日田バイパスから浄水場の交差点を南に入って、○さんの裏手の道沿いになります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。山林となって20年以上経過していることは平成13年の航空写真から確認しております。

以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうと思っておりますので、よろしくお願い致します。

推進委員
(諫山文彦)

農地委員の諫山です。44番と45番の小野の件ですけど、5年か6年前に農地パトロールに行き、その時は沢を渡るのに丸太橋があったような記憶がありますが、現地は再生不可能用地として印を付けた記憶がありま

	<p>す。現在は沢を渡る橋もないので、まず農作業等で使うような形にはならないと思うので非農地で問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>推進委員 (佐藤学)</p>	<p>46番前津江の案件ですが、もうすでに家が建っています。ただ思ったのは平成9年に家を建てた時に行政が指導しなかったのかなと不思議に思いますが、古き良き時代だったのでしょね。現況の通り宅地になって、20年経っております。以上です。</p>
<p>推進委員 (矢羽田市夫)</p>	<p>47番の案件です。7筆全部もう畑や田んぼに戻る様相はございませんし、特に○はですね、檜がきれいに植えてあって伐採するばかりのような状況でございました。</p>
<p>推進委員 (三笥成一)</p>	<p>49番の件ですが、もう杉等がかなり大きくなっているみたいで、問題ないと思います。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>ありがとうございました。なお、本日欠席の中島幸一郎委員より、43番の花月の案件については非農地証明を発行して問題ない旨承っております。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。議案第5号現況証明証非農地証明書の発行につきまして、何かありますか。江藤委員、どうぞ。</p>
<p>4 番 (江藤義幸)</p>	<p>47番の案件ですが、ハウスのような跡が見えますが、そこも含めるのですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>さきほどの写真の奥に見えていたハウスの骨組みは、広域農道のこの部分から西向きに撮った写真で、上から見るとこのハウスになります。対象地のハウスについては、もう実際に周囲から見ても、見えないくらいの高く雑木、雑草が生えている中にあるものになります。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>はい。わかりました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>他に何かございませんか。よろしいですか。</p>
	<p>はい。なければ、議案第5号現況証明証非農地証明書の発行につきましてです。発行してよろしいでしょうか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
	<p>はい。それでは、7件発行するようにいたします。</p>
	<p>続きまして、17ページ議案第6号別段面積(1a等)の適用指定申請の件、2件でございます。事務局は説明をお願いします</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それでは、私から別段面積の適用指定申請について説明いたします。これは、農地法3条許可での25アールの耕作面積の例外として、空き家バンクに登録をしている場合、これに付随する農地については面積に関係なく3条申請ができるものですが、今月2件ございます。</p>

それでは、議案書17ページ、番号2番から説明いたします。対象農地は、大字大肥〇、申請者は愛知県の〇さんです。場所は、大鶴郵便局がございまして、JR日田英彦山線の近くとなります。こちら赤い丸で示しているところが対象農地になります。こちら南側の青い丸で囲んでいる所が空き家バンクの対象物件がございまして、農地までは、およそ500m離れております。航空写真は、このようになっております。こちらが字図です。赤で囲んでいる部分が対象の農地になります。つづきまして、こちらが現況写真となっております。現在農地はかなり荒れている状況でございまして、柿や栗等の果樹がありますが、雑草等が生い茂っている状態です。この現状ですと、別段面積の適用指定を受けたとしてもその後の3条申請がございまして許可できる状況ではございません。しかし、譲受人となる方は、農地としての利用を希望してございまして、雑草等をすべて刈り取って農地として利用できる状態まで整備するということです。利用方法といたしましては現在柿や栗が植わっておりますので、そちらを引き継いで管理をしていきたいとのことでした。

続きまして、番号3番にまいります。対象農地は、天瀬町女子畑〇外5筆になります。申請者は天瀬町馬原の〇さんです。場所は、〇がございましてJR久大本線付近で、赤丸で囲んでいる部分が対象農地となります。青丸で囲んでいる箇所が空き家バンクの対象物件となっております。航空写真は、このようになっております。こちらが字図となります。続いて、現況写真です。〇がこちらになります。右側に空き家バンク物件がございまして、続いて、〇の現況写真になります。こちらの農地の裏手側に空き家バンクの物件がございまして、続いて、こちらが〇、〇、〇、〇の現況です。

別段面積の適用指定申請は以上2件となります。適用指定の目安については資料のNo.1、チェックシートの最後のページに載せております。現地の状況につきましては、番号2番、大字大肥の農地につきましては、大鶴地区の推進委員である佐谷野委員に、番号3番天瀬町女子畑の農地につきましては、馬原地区の推進委員である高瀬委員に立ち会っていただきまして問題ない旨確認をしております。事務局からの説明は以上でとなります。

議長
(石井照久)

はい。ありがとうございます。議案第6号別段面積(1a等)の適用指定申請の件、この件につきまして、何かございませんか。よろしいでしょうか。それでは、適用指定をしたいと思っております。

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>続きまして、18ページ議案第7号日田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定についてでございます。事務局、説明をお願いします。</p> <p>はい。議案書が18ページでございます。議案第7号日田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定についてということでございます。議案書と一緒に別冊で同じものがついている資料があったと思います。別冊の資料で説明をさせて頂こうと思います。今回改定する指針の方は、農業委員会等に関する法律第7条に規定されるもので平成29年10月2日に策定したものを改定するものでございます。改定理由は、本指針が平成29年3月に策定した日田市農業振興ビジョンを根拠として策定しておりましたけれども、日田市農業振興ビジョンが令和3年度に中間見直しを行ったため、本指針をビジョンにあわせて改定するものでございます。令和4年度に実施、令和9年度を目標とするものでございます。資料の構成でございますけれども、表の右側が改定前、左側が改定後というふうにしております。申し訳ありません。別冊資料の方にはページ番号が入っておりませんので、ページを何枚めくってくださいという言い方をしますので、申し訳ございません。まず、今回の指針は資料の一番最後を1枚開けてください。最終ページですね。ここを1枚開けて頂いて、ここに枠で囲ってあるものがありますが、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の参考例というのがございます。今回の見直しについては、この参考例に沿って改定をするものとなっております。最初のページに戻っていただいでよろしいでしょうか。1枚をめくっていただいて、左側の真ん中ぐらいに第2 具体的な目標と推進方法という欄があると思います。こちらは遊休農地の発生防止・解消について(1)遊休農地の解消目標でございますけれども、まず(A)の農地面積3,220haでございますけれども、こちらは先ほどの裏から2枚めくっていただくと、数字がいっぱい並んだ表があるかと思ひます。この中で、耕地面積の推移とか遊休農地の推移、集積面積の推移、経営数新規参入者数の推移ということで、過去のデータを載せております。農地面積の将来目標につきましては、推移の平均から目標面積としております。次に、遊休農地の面積(B)45haですけれども、同じように先ほどの遊休農地の推移から平均してあります。続きまして、(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法については、これも一番後ろにありました参考例に沿って作成してあります。続きまして、2枚めくっ</p>
------------------------	--

ていただいて、2. 担い手への農地利用の集積・集約化についての(1) 担い手への農地利用集積目標についてでございます。こちらで新たな面積となりますのが、表の中に集約面積(B)というのがございます。目標年度が2, 177haを目標にしておりますけれども、こちらは見直しをしました日田市農業振興ビジョンの目標数値と同じとしております。その表の下の(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法につきましてをさきほどの下から2ページ目の参考例に沿って作成をしている状況でございます。続きまして、表から3枚めくっていただいて、3. 新規参入の促進目標についての項目についてでございます。(1) 新規参入の促進目標でございますけれども、目標は4人にしております。これもこれまでの平均値を根拠にしておるものでございます。その下の参考の担い手の育成・確保の総農家数でございますけれども、これは農家総数2, 508ですけれども、農林業センサスの農家総数の結果から推計をしたものでございます。その下の(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法につきましては、参考例に沿って作ったものでございます。この指針についてインターネット等で他市の状況を見てみますと、この参考例に沿った事例がほとんどでございましたので、日田市の見直しにつきましても、参考例に沿ったものという形で、日田市の状況に応じて削ったりというようなことはしておりますけれども、これを指針とさせて頂くことにしております。以上、簡単な説明ではありましたが指針の改定の説明とさせていただきます。

議長
(石井照久)

原田委員、農業振興ビジョンの会議に出られておりますので、一言お願いします。

17番
(原田文利)

農業振興ビジョンの会議に出たものです。私だけでなく会長も出ていましたけど、確かになかなかですね、厳しい数値になっています。いずれにしても、遊休農地は担い手が減少する中での数値ということで、当然高い目標ではなく低い目標となっていますけれども、それでもそこで止めたいという数値ですので、その役割を農業委員会も背負わなければいけないという立場でございますので、ご理解をよろしくお願いします。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。他に何かございませんか。はい、木藪委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (木藪一敏)</p>	<p>木藪です。担い手への農地利用の集積・集約化についてですかね、②の方、地域計画の作成とあります。これについて、ちょっとお尋ねですが、地域における農業者等による協議の場ってこれは誰が招集するのですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、お願いします。</p>
<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>地域計画の作成について、こちらの方はこれまで人・農地プランと言われたものでございます。こちらの方が今後は、地域計画という名前に替わります。地域における農業者等による協議の場につきましては、今後農業委員会の方が地図の作成に携わるとい形になっておりまして、その具体的な説明については、この総会が終わりまして、農業振興課の方が説明していただくという予定としております。説明の方を聞いていただければと思っております。</p>
<p>推進委員 (木藪一敏)</p>	<p>そうすれば、結局議案として成立すれば、後で変更というの効かないわけですよ。変なこと言いますけれども、農業振興課というのがあって、農業委員会がそれまでできるかなというのが疑問です。実際のところ、農業委員会が地域における農業者等による協議の場ということですから、JAさんの生産組合長会というのがあるんですが、いまそれ自体がないような状態です。生産者が生産組合とか集落に入っていない人がかなり多いです。それを農業委員会が言って取りまとめをしてというのは、農業委員会の中で、できるかなとそれが心配になったものですから。やっぱり農業振興の面から行きましたら、そういうところは市の行政がするのが正解じゃないかなと個人的に思います。それで農業委員会が受けてしまったら、大変なことになるのではないかな、できるかなというのが第1の疑問です。そこのところが変更できるのなら、変えた方がいいかなと思います。以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>農業振興課の方が2回も役員会にきて説明しました。けど、これは農業振興課を責めるわけにはいかなくて、国の方が決めて、県から日田市農業振興課に来たものでございます。今日ございます説明会で、質問等を農業振興課及び県の方にさせていただけるとありがたいと思います。</p>
<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>この地域計画の法的な位置付けでございますけれども、令和5年度以降については、法的に農業委員会の方がこの計画の地図を作成するという位置付けはとられている状況です。今現在において法的なことしかできないのですが、その辺の説明があるのではないかなと思っております。協議の場という形でございますけれども、どの位農業委員会が関わるかという問題が出てくるかと思っておりますけれども、実際地域計画には参入するという形ではございますので、この指針ではこういうふうにかかせて頂いているところでございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。諫山委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>諫山ですけど、この指針はこのように改定しますよという説明を受けただけの話ですか。今から農業振興課が説明した時に自分たちの本音を言えば良いのですか。これは説明を聞いただけですか。これで承認となったら、変えられないのでしょうか。今協議しなければならないのでは。</p>
<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>今回議案として出させていただいておりますので、こちらで了解を得られればこれを指針という形で決定させていただきます。先ほど木薮委員から質問がありましたけれど、地域計画の作成については、法的にもう頻度、量はわかりませんが、農業委員会の方が携わるという形ですので、同じ回答になりますけど作成を入れさせていただいているということです。</p>

<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>農業委員会が関わるというのはわかるんですよ。今まででも形的にはなっていましたけど、話をきいていると農業委員会が人集めとか会の中心になっているみたいに聞こえますけど。前は、アドバイザー的なサブ的なもので、人・農地プランの中に農業委員はいましたよね。今の言い方だと、農業委員会がするみたいなのふうに聞こえるんですけど。人・農地プランが今度変わって、農業委員会がしなければならないようになっているんですか。</p>
<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>そうですね、今言えることは地図の作成に携わること、それを作るためには農業者との協議とかお話しと出てくると思います。その辺のお話をこの総会後に聞こうということでございますけれども。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>それはわかるけど、結局その話というのはここで基本的に農業委員会がする形を、まず議案で受け入れた後に聞くということですか。農業委員会にさせるわけじゃないんですか。</p>
<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>こちらの指針ですか。指針は農業委員会が作成について取り組みます。メインではございません。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>メインではないのですか。</p>
<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>メインではないです。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>前から人・農地プランの話は聞くんですけど、内容というのは地域性がある、ものすごく難しいと思うんですよ。仮に3年に1回切り替えのある農業委員がそこに行って、果たして地区の話し合いできちっと説明できるのかどうか、取りまとめができるかどうか。自分だって地区から言えば三和と小野地区ですよ。三和地区なら知っ</p>

	<p>ている人がおるけど、小野地区だったらいいです。そういうところに行かされて、果たしてその辺の地域の人をまとめて、人・農地プランを作っていけるか、これはものすごく大変だと思いますね。ましてや、3年に1回委員は切り替わる。新しい委員たちも研修を受けなければならないようにおそらくなると思います。その辺考えてしないと、メインじゃないといいながら、新しい委員が来て農業委員会の方でお願いしますと言われたら目も当てられないですよ。その辺きちっとはっきりしておかないと、ものすごく大変なことだと思うんですけどね。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>いいですか。この表に載っているのが、管内の農地面積3,310haで、私が会長の時に農地委員は概ね100haに1名ということで19人だということにしとったけど、3,300となると、数字から言ったら33名の人員が必要となるわけですが、数字的にちょっと狭いところや広いところがあると思うんですけど、私は今度農地パトロールしてみても、須ノ原土地改良区だけでも108haあるんですよ。それに、諸留、上諸留、池辺町の水田や畑と合わせると二百何十haで、本当に大変だなあというふうに今度つくづく思いました。私のほうも来年切り替えでやめようと思って、めばしい人に農地委員をしてくれとお願いしたんですけど、いないんですよ。また、農地委員も研修しなくちゃいけないし、担当面積が広ければ、仕事が大変でそれどころじゃないということで、これはなかなか厳しいのではないかと思うし、農地委員を欠員ではだめですよ。いてもらわなければならないので、面積からしたときに農地委員の定数を来年の切り替え前にどうにかして適正な数字に修正するということはどんなでしょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>小山委員。この19名というのは、農林業センサスの出てきた面積が1,900haほどだったと思います。それで一応100haに1人ということで、19名とされたわけですけど、定数を変えるには議会との関係がありますので、役員会で今小山委員のいわれたことについて協議したいと思います。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>ぜひ、その方向で、それぞれの地域、さっき諫山委員が言われたように、あの大変なことですよ。財津町に住んでいながら、小野のほうまでフォローしなければならないし、小野に行ったら誰も知らない人ばかりで、どこ</p>

	<p>の誰に相談して良いか農家の方もわからないし、やっぱりそれなりに顔を知っている方だったら気楽に相談できるし、ぜひそういう方向で役員会の方で議論していただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>会長、大分県下の他の地域の農業委員会はどういうふうになっていますか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>農業会議や会長会の中でそういう話もありますが、まだそんなに動きはあまりないと思います。まだ全然協議をしていないという農業委員会もございました。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>日田が先に走ってするという必要もないと思うし、やっぱり足並みそろえて大分県内の農業委員会がどんな形ですか、揃えてやってもらわないと、日田だけ先にしますとか話にならないと思うし、絶対大変だと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>実はですね、先月の農業委員会の定例総会のあいさつの中で、日田市はですね、県下の農業委員会と足並みそろえていこうという形は話しました。そういうこともございますけど、この定例総会が終わった後に詳しい説明をするということで、その時に質問をしていただけるとありがたいと思います。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>議案はどうしますか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>諫山委員は、指針の改定をするという議案が出ている以上は、これを承認すると、農業委員会がしなければならないようになるのではないかとこのことを言われているんでしょう。</p>

<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>そうです。</p>
<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>作成に取り組むということ自体に間違いはないんです。ですので、どのくらいの幅があるのかというのは、これからなんですけど、実際取り組むということには間違いはないんで、よろしければこのままで通していただきたいし、これはちょっと表現が悪いということであれば、保留させていただくという形をとりたいと思います。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>このあとの農業振興課の話を聞かないと、分からないじゃないですか。農業振興課がどういうふうにとってこうしているのか。結局丸投げされると困ります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>諫山委員が言われたことについてですが、この後の農業振興課、県の方の説明を聞いて、そのあとに次の役員会の中で判断をして、もう一度議案を出しなおすという形でよいですか。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>その方がよいと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それなら、よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>良いというか、これは絶対大変だと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それはですね、だいぶ前から言っています。</p>

<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>営農などの団体ですとなら計画のしようがあるけど、いきなり地域をまとめて、人を集めなさい、こういう計画がありますよって言われても絶対できないし、説明もできないから。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>最初に人・農地プランが出来たときは、農業委員、推進委員はその地域においてアドバイザー的なもので出席いたしました。諫山委員、小山委員は行かれたと思いますけど、その通りでございます。議案第7号につきましては、この後協議をして役員会の方で判断をしたいと思います。議案第7号は、保留にしたいと思います。よろしいですか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
	<p>続きまして、議案書26ページ、議案第8号10月調査委員の選任についてです。日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき、選任するものでございます。私からの指名でよろしいでしょうか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
	<p>はい、それでは、3番横田秀喜委員、6番綾垣和子委員、10番川津美利委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p>
	<p>続きまして、27ページ報告です。事務局、説明をお願いいたします。</p>
	<p>報告第1号 農地所有適格法人要件該当確認の件 報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について 報告第3号 農地法施行規則第53号第1項第11号該当による届出の件</p>

報告第4号 農地法施行規則第53号第1項第14号該当による届出の件

7番、その他

(1) 10月現地調査

日時 10月25日(火) 午前9時～

※ 調査委員

(3) 10月調査委員会

日時 10月28日(金) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 10月定例総会

日時 11月7日(火) 午後2時～

会場 7階 大会議室

(5) 行事日程

10月19日(水) 常設審議委員会(大分市)(会長)

10月19日(水) 役員会

(6) その他 ・「9月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「9月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年11月7日

議 長 会 長

署 名 委 員 7 番

署 名 委 員 1 6 番